

札幌市都市公園の維持管理に関する協定における
費用見直し等に関する確認書（円山公園）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市都市公園条例（昭和32年条例第3号）第29条第1項の規定に基づき、令和5年3月24日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び公益財団法人札幌市公園緑化協会（以下「乙」という。）が締結した札幌市都市公園の維持管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）第18条第5項、第27、第38条及び別表の規定に基づき、令和7年4月から令和8年3月に発生した経費の変動等について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第1条 協定により乙が管理する施設において、令和7年4月から令和8年3月までの期間における、光熱費高騰分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金95,000円」を支払う。

上記合意事項の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和8年3月26日

（甲） 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

代表者 市長 秋元 克広



（乙） 札幌市中央区北1条東1丁目6番

公益財団法人札幌市公園緑化協会

代表者 理事長 前田 明

